

貸工場設置・管理等に関する 条例可決・本格稼働へ



完成した貸工場（12.25 竣工式）

主な質疑の要旨

診療所減額補正は
早坂憲明議員 診療報酬減額補正予算の原因はどこにあるのか。
柴田昭英診療所事務長 主には後期高齢者医療部分が大きく、当初予算で見ていた1日あたり入院患者数は9人→5.8人。外

12月定例会は、9日～14日までの6日間の日程で行われた。
一般会計・特別会計での補正予算、各種条例の案件、請願書について、全員賛成で可決し閉会した。

12月議会定例会提出議案

一般会計・特別会計総額で2176万円を増額補正、貸工場等の設置及び管理等に関する条例の設定など全議案を全員賛成で可決

1. 各会計補正予算

議運番号	会計名	補正の主な内容	補正額(万円)	補正後(万円)
63号	一般会計	・ふるさと寄附積立、謝礼等4097万円 ・マイナンバーカード額認証システム機27万円 ・中央公民館等建設基金積立100万円 ・青年就農給付金事業75万円 など	2110	46億8220
64号	国民健康保険特別会計(事業勘定)	最上地区広域連合負担金	1285	9448
	国民健康保険特別会計(直診勘定)	医師人件費の減額など	▲1265	3億8775
65号	介護保険特別会計	高額介護・特定入所者介護サービスなど	23	7億1208
66号	農業集落排水事業特別会計	有屋地区処理場運営費など	31	6212
67号	公共下水道事業特別会計	起債償還金など	▲8	1億4693

2. 補正予算以外の議案

議運番号	案件名	議案の内容
68号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、必要な事項を定めるため条例を設定するもの
69号	金山町貸工場等の設置及び管理等に関する条例の設定について	金山町貸工場等の設置場所、使用料、使用期間、使用者の負担などを定める条例を設定するもの
70号	金山町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、必要事項を改正するもの
71号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職員の非違行為に伴い、職員の最高の指揮監督者である町長の給料について、任期中である4月26日まで、さらに特例的に5%減額するもの

3. その他

議案番号	事件名	事案の内容
請願第3号	請願書（ＴＰＰ交渉の大筋合意を受けての緊急要請）	11月16日金山農業協同組合組合長等から請願があったＴＰＰ交渉の大筋合意を受けての緊急要請を採択した。
日程事項	選挙管理委員及び補充員の選挙	12月25日で任期満了となる選挙管理委員に、星川昭男、早坂伊兵衛、栗田幹子、近岡直美、同補充員に、丹憲明、高橋良孝、今井美奈子、石井和代の各氏を議長指名推薦で選挙し決定したもの

※参考 貸工場等の設置及び管理等に関する条例の概要

- (趣旨) 町の産業振興と就労の場の確保を図るため貸工場等を設置し、管理に関する事項を定めるもの。
- (使用期間・金額) 使用許可日から5年以内で、申請により更新できる。使用料は、月額80万円以内で町の産業振興、雇用拡大の波及効果を勘案して定める。
- (原状回復・損害補償) 貸工場の使用が終了した時、使用の許可を取り消された時は原状回復と搬入された設備を撤去しなければならない。また、使用者の過失等により損傷、滅失した場合は、町に損害を賠償する。

来では89人↓65人と減少している。今後も利用向上に努力していきたい。

過疎債の減額は

寒河江宏一議員 過疎債事業費が4970万減額となっているが、地方債の内訳はどうなっているのか。
佐藤英司総務課長 地方債の補正については、過疎対策事業債11事業(町貸工場約5.5億円など)を項目毎に説明をした。

ナラシ対策の増額は

矢口政一議員
①ナラシ対策30万円の増額
②やまがたの自然公園魅力向上推進事業委託料減額
③インバウンド参加負担金減額の内容について
高橋忠雄産業課長 ①は、上台(10名) 漆野(4名)で集落営農組織が結成され、ナラシ対策(米価格低下での差額支払制度)に加入されたための増額は山岳案内人の担い手

育成のための事業であったが、応募がなく本年は減額となっている。③海外からの誘客のため、台湾へのプロモーション参加費を予算化していたが、日程の調整がつかず、参加を見送ることになったための減額である。

教育費の増額は

須藤典夫議員 教育費の増額について改めて今回の会計処理の対策についての説明を。

町長 平成26年度に支払う認定こども園への補助金の未払いが、決算後に発見したため国や県への返還、そして園への新たな交付ということで増額となった。今後、職員資質の向上と職場内統制の強化等を実施し再発防止に努力していきたい。

貸工場条例を問う

高橋芳夫議員 貸工場条例での使用期間5年はないのか。10年・15年とできないのか。また、使用料80万円の範囲内とは。

佐藤英司総務課長 行政財産と位置付けされている使用期間で、他県の条例でも最大で5年となっているためである。但し、補完として覚え書きの締結を考えているので、その中で10年・20年も協議していく考えである。

また、使用料については過疎債償還金の70%が交付税で措置されるので、残り30%部分(約1.9億円)を20年で割ると約80万円となる計算で、その他町の産業振興や雇用拡大への波及効果などを勘案して、現在での町の試算は月64万円の使用料と算定している。

中村忠行議員 貸工場条例の使用対象者と使用の許可に選定委員会の設置は考えていないか。また、町内企業でのこうした取り組みにも(貸工場)は対応できるのか。

町長 制度的には、町内企業が過疎法の中で支援できる政策となっている。また、選定委員会の設置は現在では考えていない。